

◎新潟県告示第977号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成27年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成27年7月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社笹川組 代表取締役 笹川 興策
- 3 主たる営業所の所在地 新潟市西蒲区横戸93番地
- 4 許可番号 新潟県知事（般-23）第22021号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成27年7月16日から平成27年7月18日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実

有限会社笹川組の代表取締役は平成26年10月23日、新潟市西蒲区卯八郎受字十一丁760番1及び同区卯八郎受字十一丁761番地の土地において、廃棄物である汚泥等約3,730キログラムを投棄し、もってみだりに廃棄物を捨てたものとされ、平成27年2月4日に新潟簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により有限会社笹川組の代表取締役が罰金70万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。